

令和8年8月27日 14時00分
近 畿 地 方 整 備 局
紀 南 河 川 国 道 事 務 所

(市田川)堤防除草の刈草ロールを希望者に無償提供 ～資源リサイクル、今年度も期間限定で実施します。～

国土交通省 紀南河川国道事務所の管理河川での堤防除草に伴い発生する刈草を有効な資源として、より多くの方々に活用していただくために、今年度も期間限定で希望者に無償提供する取り組みを実施します。

1. 申込期間

令和8年9月4日(金)～令和8年10月16日(金)
(土日祝日除く、平日の9:30～16:00まで。)

2. 申込先

〒647-0051 和歌山県新宮市磐盾1番3号
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮河川国道維持出張所
電話:0735-22-8165 FAX:0735-22-0499

3. その他

- ・事前申込制となりますので、申込期間内に上記の申込先までお申し込みください。
- ・先着順、無くなり次第終了となりますので、ご希望の受取量をお渡しすることができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

<取扱い> _____

<配布場所> 新宮中央記者会、新宮記者クラブ、熊野市記者クラブ

<本件の問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(河川) まつもと 松本 こういちろう 光一郎
工務第一課長 ふるえ 古江 ともひろ 智博

TEL 0739-22-4564(代表)

《堤防の刈草提供について》

紀南河川国道事務所では、堤防の崩れや亀裂などの早期発見を目的に、堤防除草を実施しています。

これまで除草した刈草は、処分場等で有料処分をしておりましたが、資源の有効活用の観点から、希望する地域の皆様へ、刈草を無償で提供し、ご活用していただく取り組みを行っています。

●確認事項

1. 提供場所

提供場所：和歌山県新宮市あけぼの地先（市田川排水機場）

2. 提供時期

令和8年9月11日～令和8年10月16日（土日祝日除く）

※ 提供時間は9:30～16:00の間

※ 事故や災害の発生に伴い、急遽配布を中止する場合がありますので、ご了承ください。

3. 提供する刈草の状態について

- 1) 刈草は、除草した後に天日干しし、梱包状態にしたものです。（直径約50cm、高さ約70cm、重量約10～20kg）
- 2) 刈草は主に『タチスズメノヒエ』『チガヤ』ですが、何種類かの草が混在しています。
- 3) 刈草には堤防除草作業時にゴミ等の混入が無いように注意していますが、取り切れないゴミ等が混入している場合があります。申込者において用途に適しているか判断願います。

＜刈草ロールのイメージ＞



4. 提供にあたっての注意点（必ずご確認ください）

- 1) 提供は先着順とし、申込者すべての皆様にご希望の受取量を渡せない場合がありますので、あらかじめご了承ください（無くなり次第終了）。
- 2) 刈草は天日干し後に提供の予定ですが、濡れている場合がございますので、ご了承ください。
- 3) 刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮願います。
- 4) 提供を受けた刈草は、諸法令を遵守し、申込者各自の責任で適正利用願います。
- 5) 提供後の返却には応じることができません。また、違法行為（不法投棄等）の無いよう、申込者の責任において適切に管理願います。
- 6) 積込、運搬時の事故及び提供後の使用に係る責任、また、申込み及び運搬時に必要な費用負担について、国土交通省はそれらの一切を負いません。

5. 申込方法等について

- 1) 申込期間 **令和8年9月4日～令和8年10月16日**
(土日祝日除く、平日の9:30～16:00まで。)
- 2) 申込方法 以下のいずれかの方法でお申し込みください。
 - ① 別紙-2『刈草受取申込書』について、必要事項をご記入の上、問合せ窓口
にFAX、持参、郵送にて提出する。
 - ② 問合せ窓口へ直接来所にて住所、氏名、連絡先、使用目的、受取希望量等を
申込みする。

なお、申込みに要する費用は申込者負担となります。

【申込・問合せ窓口】

〒647-0051 和歌山県新宮市磐盾1番3号

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮河川国道維持出張所

電話:0735-22-8165 FAX:0735-22-0499

6. 提供場所



1. 提供は先着順とし、申込者すべての皆様にご希望の受取量を渡せない場合がありますので、あらかじめご了承ください(無くなり次第終了)。
2. 刈草は天日干し後に提供の予定ですが、濡れている場合がございますので、ご了承ください。
3. 刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮願います。
4. 提供を受けた刈草は、諸法令を遵守し、申込者各自の責任で適正利用願います。
5. 提供後の返却には応じることができません。また、違法行為(不法投棄等)の無いよう、申込者の責任において適切に管理願います。
6. 積込、運搬時の事故及び提供後の使用に係る責任、また、申込み及び運搬時に必要な費用負担について、国土交通省はそれらの一切を負いません。

上記申込書で得た個人情報、刈草ロールの配布の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。

刈草受取注意事項

1. 提供の方法

- ・本刈草受取申込書について、必要事項を記入の上、新宮河川国道維持出張所にFAX、持参、郵送のいずれかで提出願います。
- ・なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込、運搬することになります。

新宮河川国道維持出張所 〒647-0051 和歌山県新宮市磐盾1番3号

電話:0735-22-8165 FAX:0735-22-0499

2. 刈草について

- ・刈草は梱包機によって梱包された状態(直径約50cm 高さ約70cm 重量約10～20kg)で置いてあります。(天候等の事情により、変更する場合があります)
- ・刈草は主に『タチスズメノヒエ』『チガヤ』ですが、何種類かの草が混在していますので、ご了承ください。(引取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください)
- ・刈草は、作業時にゴミ等の混入が無いように注意していますが、取り切れないゴミ等が混入している場合があります。申込者において、用途に適しているか判断願います。

3. 提供にあたっての注意点

- ・提供は先着順とし、申込者すべての皆様にご希望の受取量を渡せない場合がありますので、あらかじめご了承ください(無くなり次第終了)。
- ・刈草は天日干し後に提供の予定ですが、濡れている場合がございますので、ご了承ください。
- ・刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮願います。
- ・提供を受けた刈草は、諸法令を遵守し、申込者各自の責任で適正利用願います。
- ・提供後の返却には応じることができません。また、違法行為(不法投棄等)の無いよう、申込者の責任において適切に管理願います。
- ・積込、運搬時の事故及び提供後の使用に係る責任、また、申込み及び運搬時に必要な費用負担について、国土交通省はそれらの一切を負いません。